

「障害」表記の具体例

1 ひらがな表記を使用する場合

①「障害」という用語が人や人の状態を表す場合

対象	具体事例
市が新たに作成、発出する公文書、啓発資料（広報、チラシ、パンフレット等）、会議資料、ホームページ	障害者→障がい者 （身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者） 障害福祉→障がい福祉

②市が任意に設定している組織名、施設名、大会名等

対象	具体事例
市が任意設置の組織名、施設名、大会名等	障害福祉課→障がい福祉課 障害者就労支援センター→障がい者就労支援センター 障害者スポーツ・レクリエーション大会→障がい者スポーツ・レクリエーション大会

2 漢字表記を使用する場合

対象	具体事例
法令、条例、要綱等の名称	身体障害者福祉法、鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例、鴻巣市障害者等移動支援助成事業実施要綱、鴻巣市障害者紙おむつ等支給事業実施要綱等

<p>法令、条例、要綱等に規定されている用語等</p>	<p>身体障害者手帳、障害支援区分、障害福祉サービス、障害者支援施設、特別障害者手当、障害者控除、障害基礎年金等</p>
<p>他の機関、団体、大会名等の固有の名称</p>	<p>埼玉県障害者交流センター 鴻巣市吹上地域身体障害者福祉会 埼玉県障害者スポーツ大会等</p>
<p>人や人の状態を表さないもの</p>	<p>電波障害、障害物、交通上の障害等</p>
<p>医学用語等の専門用語として漢字表記が適当なもの</p>	<p>心臓機能障害、肝臓機能障害、高次脳機能障害等</p>